

[基本方針Ⅱ]

基本方針Ⅱ 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備	評価
	C

1 教育費の負担軽減ときめ細かな学力向上支援	評価
	A

【目指すもの】
 育った家庭における経済状況に関わらず、誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の実現を目指します。

【総合評価】				
定量評価の評点の値は5であること、非課税世帯については、令和2年度の高等教育の修学支援新制度により経済的な支援が大きく拡充され、県としても周知の取組を行い、進学率が向上したことから、総合評価をAとする。				
指 標	住民税所得割非課税世帯と課税世帯の大学、短期大学及び専修学校（専門課程）への進学率の差			
基準値 (R3)	実績値 (R5) A	目標値 (R7) B	達成率 基準値/A%	評点
10.0% 非課税世帯 66.1 課税世帯 76.1	9.6% 非課税世帯 68.7 課税世帯 78.3	減少させる	104.2%	5

【県計画の「施策の展開方向」に基づく実績】	
1	国の高等教育の修学支援新制度の活用等 <ul style="list-style-type: none"> ・高校生が経済的理由により進学をあきらめることのないよう、「奨学金ガイド」を1,400部作成・配付するなど、高等教育の修学支援新制度を始めとした経済的支援制度について周知 ・高等教育の修学支援新制度の新規採用者数における県内出身者の人数の割合（県内出身者の採用者数／全国の採用者数）R3:1.5%（R2:0.7%）
2	高等学校等就学支援金制度等の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの利用により、就学支援金の手続を簡素化 ・就学支援金申請関係書類の提出割合 99.3%（R4：99.2%）生徒数 37,582 人中 37,320 人（R4：生徒数 38,755 人中 38,427 人） ・奨学給付金は、対象見込生徒 3,176 人（R4：3,543 人）へ直接手続を案内するなど申請漏れを防止するほか、新入生を対象に一部前倒し給付や家計急変世帯への給付を実施 ・奨学給付金の申請割合 94.0%（R4：94.5%） ・奨学給付金の給付人数（うち前倒し給付等数）は、3,133 人（680 人）（R4：3,498 人（748 人））
3	きめ細かな学習支援と進路指導 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、高等学校を通して、一人一人のニーズに応じたきめ細かな学習支援や進路指導の実施
【成果】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度の高等教育の修学支援新制度の実施や県の周知の取組により、非課税世帯の進学率が向上したことから、非課税世帯と課税世帯の進学率の差が縮小した。 ○ 就学支援金・奨学給付金については、対象者のほぼ全員から提出を受けた。 	

[基本方針Ⅱ]

【課題】

- 高等教育の修学支援新制度について、令和6年度から多子世帯を対象に中間所得層にも支援を拡大するなど、制度の拡充が行われるため、義務教育段階や高校入学後の早い時期から一層の周知を行い、利用を促していくことが必要である。
- 就学支援金については、制度の対象者が正しく申請できるよう理解促進に努める。

2 様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談・支援体制の充実	評価
	C

【目指すもの】
 経済的困難等の様々な悩みを抱える児童生徒に対する学校における相談・支援体制を整え、一人一人の児童生徒や保護者の状況に寄り添った支援を充実させます。

【総合評価】
 定量評価の評点の平均値は5.0であるが、「学校生活・学業不適応」による中途退学者が依然として100人を超えており、さらに相談・支援体制の充実が必要であることから、総合評価はCとする。

指 標	高等学校における経済的理由、学校生活・学業不適応による中途退学者の人数 (県立学校全日制・定時制)			
基準値 (R2)	実績値 (R5)A	目標値 (R7)B	達成率 基準値/A%	評点
全体 463人	全体 227人	全体 減少させる	204%	5
不適応 106人 経済的理由 0人	不適応 104人 経済的理由 0人	不適応 減少させる 経済的理由 0人	102% 達成	
評点の平均値				5.0

【県計画の「施策の展開方向」に基づく実績】

1 サポート体制の充実

- 全ての小・中・義務教育学校及び特別支援学校にスクールカウンセラー(SC)を配置
相談件数 29,240件 (R4:30,036件)
- 全ての高等学校にSCを配置、定時制・通信制高校への配置時間増加の継続
相談件数 10,634件 (R4:9,637件)
- 全ての中等教育学校にSCを配置 相談件数 818件 (R4:762件)
- 各教育事務所及び生徒指導課にスクールソーシャルワーカー(SSW)を12人配置
(R4:12人)
対応件数 事務所 4,020件、高校 2,620件 (R4:事務所 4,098件、高校 2,400件)
- SSWを活用している学校 小学校が56%(R4:36%)、中学校が55%(R4:49%)、高校が41%(R4:46%)

2 相談体制の充実

- 「新潟県いじめ相談電話」「新潟県いじめ相談メール」を、「新潟県いじめ・ふとうこう等相談電話」「新潟県いじめ・ふとうこう等相談メール」に改名。各種相談窓口で、相談件数増。
相談件数 電話 876件(R4:662件)、メール 205件(R4:149件)、SNS 966件(R4:782件)
- SNSによる相談時間延長の継続(1日5時間)

【成果】

○ 相談電話やメールに「ふとうこう等」を加え相談内容を拡大したことにより、各窓口における相談件数が増加し、様々な悩みに対するサポート体制の充実につながった。

【課題】

○ サポート体制の充実が進んでいる一方で、相談内容が複雑化・多様化しており、1件あたりの支援に時間を要する事案が増えていることから、個々の状況に応じた継続的な支援を行うため、SC・SSWの配置や勤務時間をさらに拡充する等の体制整備が必要。

3 地域と連携した学習支援、家庭教育支援の充実	評価
	C

【目指すもの】

地域の多様な教育資源を活用し、県内全ての子どもが、等しく安心して教育を受けられるよう、学校・家庭・地域が連携して、放課後・土曜日等の学習支援や家庭教育支援の充実を図ります。

【総合評価】

定量評価の評点の値は3である。地域連携コーディネーター等を育成する研修会では、コーディネーターの必要性や具体的な活動事例について学ぶ機会の提供をしたことにより、受講者数が増加し、地域連携コーディネーター等の増加につながった。このような成果があったが、引き続き、放課後・土曜日等の学習支援を活用する市町村の取組に差が生じていることから、課題のある市町村に対し状況に応じた働きかけが必要であることから総合評価をCとする。

指 標 放課後や土曜日等の学習支援活動を活用し、学習している子どものいる市町村数(訪問型含む)

基準値 (R3)	実績値 (R5) A	目標値 (R7) B	達成率 A/B%	評点
24 団体	25 団体	30 団体	83.3%	3

【県計画の「施策の展開方向」に基づく実績】

1 放課後・土曜日等の学習支援の充実

- ・子どもを育てる地域の連携促進事業
 - 放課後子供教室(小学生) 21市町村 169教室 (R4:20市町村 165教室)
 - 地域未来塾(中学生) 9市町 82箇所 (R4:9市町 81箇所)
 - 土曜学習 8市村 23箇所 (R4:8市村 22箇所)

2 学習支援を推進する人材の育成

- ・学校と地域をつなぐコーディネーター等研修講座
 - ※対面1回2会場、オンライン2回
 - ※参加延べ307人 (R4:延べ291人)
- ・地域連携コーディネーター等の配置人数 1,256人 (R4:1,221人)

3 家庭の教育力向上への支援

- ・家庭教育支援ガイドブックを改訂し、活用リーフレットを次年度就学予定者の保護者等へ配付 21,037部 (R4:21,764部)
- ・家庭教育支援者養成研修会の実施 参加延べ128人 (R4:延べ136人)
(修了者のうち市町村へ紹介した者73人(R4:20人))
- ・文部科学省家庭教育支援チーム登録数 11市 15チーム (R4:11市 15チーム)

【成果】

- 湯沢町では、令和4年度に地域ボランティアを募りモデル的に放課後学習教室を実施したところ、参加する児童生徒のニーズが高かったため、令和5年度から通年で本格的に開設することとなった。
- 地域連携コーディネーター等を育成するための研修講座の実施により、地域連携コーディネーター等の人材育成・学校への配置を進めることができた。

【課題】

- 地域の人材を活用した放課後・土曜日等の学習支援活動や家庭教育支援(親の学び、相談等)について、地域人材の確保等が課題となっていることから、それぞれの地域

[基本方針Ⅱ]

の実情に合わせた相談や働きかけが必要。

- 家庭教育支援の充実を図るため、家庭教育研修会や既存の子育てサークル等への働きかけ等を通じて、家庭教育支援チームへの新規登録を進めていく必要がある。

4 インクルーシブ教育システムの構築	評価
	D

【目指すもの】
 子ども一人一人の特別な教育的ニーズに的確に応えるため、多様な学びの場を整備するとともに、早期から関係機関と連携しながら、一人一人に適した指導や支援を提供し、自立と社会参加に必要な力を培います。

【総合評価】
 定量評価の評点の平均値は 3.8 であるものの、「外部機関を活用した連携」の実績値が基準値を下回っていること、また、多様な学びの場の充実において通級指導教室の設置と教員の配置を推進中であること、特別支援学校の狭隘化解消のための整備を継続中であることから、総合評価をDとする。

指 標	子どもの多様な教育的ニーズに応える学校づくりに向けて、外部機関と連携し、それを活用している小・中学校の割合			
基準値 (R3)	実績値 (R5) A	目標値 (R7) B	達成率 A/B%	評点
小学校	99.4%	小学校 96.0%	小学校 96.0%	4
中学校	100.0%	中学校 92.2%	中学校 92.2%	4
指 標	子どもの多様な教育的ニーズに応える学校づくりに向けて、外部機関と連携し、複数の分野で具体的な効果があった小・中学校の割合			
基準値 (R4)	実績値 (R5) A	目標値 (R7) B	達成率 A/B%	評点
小学校	86.4%	小学校 93.6%	小学校 93.6%	4
中学校	79.6%	中学校 89.2%	中学校 89.2%	3
評点の平均値				3.8

【県計画の「施策の展開方向」に基づく実績】

- 1 多様で柔軟な学びの場の充実**
 - 適正な就学判断に向けた市町村への指導
 説明会 2 回（全県指導主事会議、教育支援研究協議会）（R4: 2 回）
 - 各地域の子どもの状況を踏まえた特別支援学級及び通級指導教室の設置
 小・中学校特別支援学級 1, 247 学級（R4: 1, 265 学級）
 小・中学校通級指導教室 185 教室（R4: 161 教室）
 ※通級指導教室に係る教員定数の基礎定数化により、令和 8 年度からは利用者数 13 人につき教員 1 人が措置される予定であるが、現在、利用者数 18.9 人に教員 1 人の割合のため、計画的な教室の設置と教員の配置を推進中
 - 小学校発達障害通級指導教室指導者等育成事業の育成者数 22 人
 - 言語障害・難聴通級指導教室担当研修の育成者数 5 人
 - 特別支援学校の狭隘化解消のための整備
 上越特支の分校設置準備（有恒高等学校内に R7 年度開校予定）
 未解消の学校 4 校について整備を検討中
 - 高等学校 3 校における、個に応じたきめ細かな通級指導の実施（R5: 3 校）
- 2 学校や地域における「交流及び共同学習」の推進**
 - 新型コロナウイルス感染症拡大状況下でのオンラインによる交流等を生かした新たな交流及び共同学習の実践の推進
- 3 外部機関等との連携強化による切れ目ない支援の充実**
 - 医療機関等と連携した支援体制の構築と安心・安全な医療的ケアの実施
 医療的ケア指導医 4 名の配置（医療的ケア中核病院 1 名、上中下越の病院各 1 名）

【成果】
 ○ 適正な就学判断に向けて市町村に指導を行い、増え続けていた特別支援学級の設置

[基本方針Ⅱ]

を抑え、不足していた発達障害通級指導教室を一定程度増設することができた。同時に「小学校発達障害通級指導教室指導者等育成事業」で指導者の育成を行い、増設した通級指導教室に配置することができた。

- 月ヶ岡特別支援学校見附分校（見附高等学校内）を開校し、主に県央地域における特別支援学校高等部の狭隘化を緩和する等、教育環境の改善を進めることができた。
- 医療的ケア指導医4名を配置し、医療機関と連携した全県的な医療的ケア実施支援体制を構築することができた。

【課題】

- 適正な就学判断により、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が増加し、通級指導教室の利用者の増加が見込まれる。現在、通級指導教室は、利用者18.9人に指導者1人（基礎定数化後は13人に1人）の割合にとどまっていることから通級指導教室の設置と指導者の育成を確実に推進することが必要。
- 特別支援学校の狭隘化が解消されていないことから、児童生徒数の推移を考慮しながら、優先順位をつけて計画的に学校整備を進めていくことが必要。
- 小中学校で特別な支援を要する生徒数が増加していることから、研修の充実等により、高等学校教員の特別支援教育の指導力を向上させることが必要。また、高等学校における通級指導実施校拡大について具体的な検討が必要。

5 多様化する教育ニーズに対応する高等学校定時制・通信制教育の推進	評価
	C

【目指すもの】

様々な学習歴や生活歴を持つ生徒、進学したい生徒、働きながら学ぶ生徒などの一人一人の学習目的や興味・関心に応じた多様な教育ニーズに対応するため、高等学校定時制・通信制教育の環境整備を進めます。

【総合評価】

定量評価の値は4であるものの、多様なニーズに対応するための定時制・通信制教育の充実を進め、近年の広域通信制に対するニーズの高まりを踏まえた新しい定時制・通信制教育の在り方を引き続き検討していく必要があることから、総合評価をCとする。

指 標 「進路実現に学校は役に立っている」と感じている生徒の割合（高校：全日制・定時制2年生・中等教育学校5年生） **【再掲】**

基準値 (R3)	実績値 (R5) A	目標値 (R7) B	達成率 A/B%	評点
71.4%	73.6%	76%	96.8%	4

【県計画の「施策の展開方向」に基づく実績】

多様な教育ニーズに対応する定時制・通信制教育の充実

- ・高等学校の定時制・通信制課程においては、従来からの勤労青少年に加えて、全日制課程から転・編入学する生徒など、様々な生活歴・学習歴を持つ入学者が増加している背景を踏まえ、こうした生徒の多様な教育的ニーズに対応した柔軟な学びを実現するため、通信制課程における通学コースの設置や定通併修（定時制課程の生徒が一部の科目を通信制課程で修得した場合に、その単位数を卒業に必要な単位数に加えることができる制度）を実施している。
- ・10校の定時制課程と5校の通信制課程（市立、私立、分校含む）において、多様な生徒に対してきめ細かに対応するための少人数教育や、主体的な学びの実現に向けた生徒の学習支援等を実施している。
- ・県立高等学校の定時制課程に在籍する生徒に対するアンケート調査を実施（R6.2）
 「高校生活に満足している」と回答した生徒の割合
 1年生 86.5%（R4：83.0%）、2年生 85.6%（R4：72.1%）
 「進路実現に学校は役立っている」と回答した生徒の割合
 1年生 41.2%（R4：51.1%）、2年生 58.6%（R4：57.1%）
- ・県立高等学校の定時制・通信制課程に在籍する1年生の生徒数（各年5月1日時点）
 定時制課程：374人（R4：386人）、通信制課程：326人（R4：339人）
- ・定時制課程（市立含む）の志願倍率
 一般選抜：0.74倍（R4：0.79倍）、2次募集：0.08倍（R4：0.06倍）

【成果】

- 「進路実現に学校は役立っている」と回答した生徒の割合が、定時制課程に在籍する生徒では、51.1%（R4.1年生）から、58.6%（R5.2年生）と1年間で7.5ポイント増加した。
- 定通併修単位取得者数が増加した。R5：22人（R4：15人）
- 2次募集における定時制課程の志願倍率が0.02ポイント増加した。

【課題】

- 定時制・通信制の各学校が、生徒の個々の特性や教育ニーズに応じた指導を行う等、柔軟な学びの機会を提供していることについて、更なる周知を進める必要がある。
- 近年では、広域通信制に対するニーズが高まっていることから、県立高等学校においても、新しい定時制・通信制教育の在り方を引き続き検討していく必要がある。